

石川県公報

令和3年8月6日(金曜日)

号 外

(第52号)

目 次

公 告
○専決処分による予算の要領の公表

(財 政 課) 1

公 告

専決処分による予算の要領の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年8月2日専決処分した予算の要領は、次のとおりである。

令和3年8月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

令和3年度石川県一般会計補正予算（第5号）

令和3年度の石川県一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,150,000千円を追加し、歳入歳出それぞれ654,473,300千円とする。
- 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 令和3年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

第1表 令和3年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
12 繰入金		千円 17,460,067	千円 2,000,000	千円 19,460,067
	2 基金繰入金	17,335,479	2,000,000	19,335,479
14 諸収入		95,639,025	6,150,000	101,789,025
	6 雑入	23,796,701	6,150,000	29,946,701
歳入合計		646,323,300	8,150,000	654,473,300

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工労働費		千円 63,181,879	千円 8,150,000	千円 71,331,879
	1 商工費	61,485,892	8,150,000	69,635,892
歳出合計		646,323,300	8,150,000	654,473,300